

大阪市所得減少世帯に対する 臨時特別給付金のご案内

コロナ禍における社会情勢の変化により、所得が減少し、暮らしに不安を抱えているにもかかわらず、国の支援が届きにくい「課税世帯」に対し、大阪市独自の支援策として、**1世帯あたり10万円**を支給します。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

- 令和3年12月10日時点で大阪市に住民登録がある者で構成される世帯であること
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、すべての世帯構成員の**令和2(2020)年の所得の合計**が、**令和元(2019)年と比較して、3割以上減少**している世帯であること
- 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」(国の制度)における「令和3年度住民税非課税世帯」としての支給対象世帯でないこと

令和2年1月1日以前から
すべての世帯構成員が
大阪市に住民登録のある世帯

令和2年1月2日以降に
大阪市に転入した者を含む世帯
(大阪市で所得が把握できない世帯)

【すべての世帯構成員の2か年分の所得が把握できた世帯】

すでに**確認書**を送付しています。

手続きがお済みでない方は、お早めに同封の返信用封筒で**返送**してください。

詳細は裏面の①をご確認ください。

または

【一部、2か年分の所得が把握できない世帯構成員がいる世帯】

すでに**申請書**を送付しています。

手続きがお済みでない方は、お早めに**申請(返送)**してください。

詳細は裏面の②をご確認ください。

申請が必要です。

専用ホームページや区役所給付金窓口から申請書を手配いただき、**申請**してください。

申請書の手配方法を含む詳細は裏面の③をご確認ください。

いずれの手続きも専用ホームページからのオンライン申請が可能です。

申請期限

令和4年9月30日(金)

詳細については、こちらをご覧ください

大阪市所得減少世帯臨時特別給付金専用ホームページ

<https://osaka-shotokugenshokyufu.jp/>



裏面もご覧ください

支給対象となる世帯の給付金の支給手続き

I 令和2年1月1日以前からすべての世帯構成員が大阪市に住民登録のある世帯

① すべての世帯構成員の2か年分の所得が把握できた世帯

対象となる世帯には、支給内容や確認事項を記載した**確認書**を送付しています。
手続きがお済みでない方は、内容を確認して

【郵送申請の場合】同封の返信用封筒で**返送**してください。

【オンライン申請の場合】専用ホームページから**お手続き**ください。

② 一部、2か年分の所得が把握できない世帯構成員がいる世帯

対象となる世帯には、支給内容や確認事項を記載した**申請書**を送付しています。
手続きがお済みでない方は、必要事項を記入して

【郵送申請の場合】同封の返信用封筒で**申請(返送)**してください。

【オンライン申請の場合】専用ホームページから**お手続き**ください。

II 令和2年1月2日以降に大阪市に転入した者を含む世帯

③ 上記①②以外の世帯（大阪市で所得が把握できない世帯）

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

手続きがお済みでない方は、

①**申請書**を入手してください。

【申請書の入手方法】「専用ホームページからWEBによる申込み」もしくは
「区役所給付金窓口」にお申し出ください。

②**必要事項**を記入し、課税証明書等の必要書類をご用意ください。

【郵送申請の場合】必要書類と一緒に同封の返信用封筒で**申請(返送)**してください。

【オンライン申請の場合】専用ホームページから**お手続き**ください。

お問合せ先

申請手続き等に関するお問合せ **大阪市所得減少世帯臨時特別給付金コールセンター**

電話番号 **0120-923-771** (フリーダイヤル) 06-7223-9386 (フリーダイヤルがご利用いただけない方)

FAX番号 **0120-947-042** 受付時間 **9:00～20:00** (土日祝を除く)

※上記の時間は、変更する場合がありますので専用ホームページ等を確認してください。



所得減少世帯に対する
臨時特別給付金の**「振り込め詐欺」**や
「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などを
かたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの
市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)に
ご連絡ください。

